

# 令和8年度 かつらぎ町浄化槽設置整備事業補助金

## 1. 申請期間

令和8年4月～令和9年1月29日(金)

## 2. 交付要件

- ① 住宅又は店舗付き住宅に浄化槽を設置すること。
- ② 設置場所に住民票登録を行うこと。(実績報告提出時)
- ③ 浄化槽管理者講習会を受講すること。(補助金申請前でも受講可能です)

ただし、次のいずれかに該当する場合は、申請できません。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認又は法第5条第1項の規定による設置の届出の審査を受けずに浄化槽を設置する者
- (2) 補助事業の期間内に浄化槽を設置することができない者
- (3) 販売又は賃貸の目的で浄化槽付き住宅を建築等する者
- (4) 住宅又は土地を借りており、所有者の承諾が得られない者
- (5) 生活の本拠としない住宅に浄化槽を設置する者
- (6) 補助金交付決定前に浄化槽設置の着工(浄化槽本体埋設工事)をした者
- (7) 市町村民を滞納している者(転入者においては前住所地での滞納者)
- (8) 合併浄化槽から合併浄化槽へ転換する者

## 3. 補助金額

人槽区分	補助金額	加算額(※)
5人槽	332,000円	166,000円
7人槽	414,000円	207,000円
10人槽	548,000円	274,000円

※加算額は都市計画区域のみ  
(花園、天野、志賀、新城、四邑地区を除く地域)

浄化槽設置に伴う工事で、以下も対象となる場合は、追加で加算されます。

※単独処理浄化槽撤去 (上限) 150,000円

※くみ取便槽撤去 (上限) 120,000円

※配管工事 (上限) 330,000円

※既存単独処理浄化槽を雨水貯留槽として再利用する場合 (上限) 120,000円

例) 現在、都市計画区域内にお住まいで、単独浄化槽を使用している方が、単独浄化槽を撤去して、

合併浄化槽5人槽を設置する場合。最大:978,000円の補助がもらえます!

332,000円+166,000円+150,000円(実費・上限有)+330,000円(実費・上限有)

※配管工事や、撤去費用によって金額は変動します。

#### 4. 補助金申請の提出について

浄化槽工事を開始するまでに、補助金申請書及び必要な書類を提出し、補助金の交付決定を受けてください。

提出書類等

- (ア) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (イ) 浄化槽設置計画書または浄化槽設置届出書
- (ウ) 住民票抄本
- (エ) 浄化槽設置場所の住宅又は土地の所有者と申請者が異なる場合は、所有者の住宅・土地使用承諾書(様式第2号)
- (オ) 浄化槽設置場所の登記簿謄本の写し又は土地売買契約書の写し
- (カ) 誓約書(様式第3号)
- (キ) 見積書(様式第4号)
- (ク) 登録証(全浄協)
- (ケ) 登録浄化槽管理票(C票)
- (コ) 11人槽以上の浄化槽を設置し、前2号に掲げる書類を提出できない場合は、登録証及び登録浄化槽管理票(C票)の免除申請書(様式第5号)
- (サ) 小規模浄化槽施工技術者特別講習会修了書又は法第42条第1項の規定により交付された浄化槽設備士免状の写し
- (シ) 市町村税の納税(完納)証明書(未納がない証明書)  
(税の徴収猶予・欠損(課税ゼロ)の方は、その旨の証明(非課税証明書))
- (ス) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

#### 5. 実績報告書の提出について

補助金を受けるためには、補助金交付決定が届き、設置工事完了後、すみやかに実績報告書を提出してください。

提出書類等

- (ア) 実績報告書
- (イ) 県要綱の規定により町長に提出し受理された浄化槽設置完了届
- (ウ) 工事完了証明書(様式第10号)
- (エ) 浄化槽清掃業者及び保守点検業者との業務委託契約書の写し ※1
- (オ) 和歌山県知事指定検査機関との法定検査契約証明書の写し ※2
- (カ) 浄化槽工事又は浄化槽工事を含んだ請負工事の請求書若しくは領収書の写し(既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去が伴う場合は、撤去費用が確認できるものとし、配管工事の場合は、配管工事費用が確認できるものとする。)
- (キ) 浄化槽管理講習会受講済証書の写し ※3

- (ク) 既存単独浄化槽又の撤去を伴う場合は、撤去に係る工事写真(施工前、施工中及び撤去後の工事現場並びに発掘した単独処理浄化槽が確認できるもの)、産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票の写し、及び当該単独処理浄化槽に係る浄化槽使用廃止届出書の写し
- (ケ) くみ取り便槽の撤去を伴う場合は、撤去に係る工事写真(施工前、施工中及び撤去後の工事現場並びに発掘したくみ取り便槽が確認できるもの)、産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票の写し
- (コ) 配管工事の場合は、配管工事に係る工事写真(施工前、施工中及び施工後の工事現場が確認できるもの)
- (サ) 保証登録証(全浄連)
- (シ) 第6条に規定する補助金交付申請時住所と浄化槽設置場所が異なる場合は、浄化槽設置場所の住民票抄本等
- (ス) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

※1 浄化槽設置後、毎年 1 回、浄化槽内に生じた汚泥などの引出し、各装置・機器類の洗浄・清掃を行う必要があります。また、定期的に保守点検を行う必要があります。(浄化槽法第 10 条)

※2 浄化槽設置後、毎年 1 回、水質に関する検査を受ける必要があります。(浄化槽法第 11 条)あらかじめ、浄化槽法定検査契約書に必要事項を記入の上下記検査機関へ送付してください。(後日、契約証明書が送付されます)

※3 浄化槽管理講習会を受講し、受講証明書(写し)を添付してください。

## 6. その他(注意事項)

- (1) 令和 8 年度から**浄化槽管理講習会の受講が必須**になります。申請前でも受講できますので実績報告書提出時には必ず受講済証明書の写をご提出ください。
- (2) 浄化槽の埋設時には、かつらぎ町職員の立ち合いが必要です。申請書提出後に、立ち合いの日の日程調整をかつらぎ町役場住民環境課 環境衛生係に連絡をお願いします。(TEL:22-0300) **※工事着手後の申請では、補助金の対象にはなりません。**
- (3) 既存の単独処理浄化槽の撤去やくみ取便槽の撤去等、転換に伴う配管工事費用の補助等を申請される場合には、「**工事前**」、「**工事中**」、「**工事後**」の写真等必要書類がありますので、十分に確認の上工事をするようにしてください。必要書類が整わない場合は、補助金の対象になりません。